

広島県屋外広告物条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年十二月二十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第三十七号

広島県屋外広告物条例の一部を改正する条例

広島県屋外広告物条例（平成二十四年広島県条例第七十二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>（景観行政団体が処理することとする事務の範囲等） 第三十九条 法第二十八条の規定により、法第三十条から第五十条まで、第七条及び第八条の規定に基づく条例の制定及び改廃に関する事務は、竹原市、尾道市及び廿日市市が処理することとする。</p> | <p>（景観行政団体が処理することとする事務の範囲等） 第三十九条 法第二十八条の規定により、法第三十条から第五十条まで、第七条及び第八条の規定に基づく条例の制定及び改廃に関する事務は、尾道市及び廿日市市が処理することとする。</p> |

附 則

この条例は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。